

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業 よくあるご質問と回答（FAQ）

番号	区分	質問	回答
1	事業概要	「特別高圧」とは何か。	特別高圧とは、電圧の種別において 7,000V を超えるものです。
2	事業概要	なぜ、特別高圧だけが支援対象なのか。	特別高圧以外の「低圧・高圧」については、国において負担軽減策が実施されており、小売電気事業者を通じての値引きが実施されています。 一方で、「特別高圧」については国の負担軽減策の対象外となっておりますが、特別高圧契約で受電する企業の中には、中小企業も存在するため、国からの交付金を活用し、県において支援を行うものとしております。
3	補助対象	大企業は補助対象となるか。	大企業は補助対象となりません。また、中小企業であっても次のいずれかに該当する場合は大企業とみなし、補助対象となりません。 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 2 分の 1 以上を同一の大企業が所有している ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の 3 分の 2 以上を大企業が所有している ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の 2 分の 1 以上を占めている
4	補助対象	本社は富山県外にあるが、特別高圧で受電する施設が県内にある場合は、補助対象となるか。	補助対象となります。
5	補助対象	本社は富山県内にあるが、特別高圧で受電する施設が県外にある場合は、補助対象となるか。	補助対象となりません。
6	申請方法	補助対象期間のうち、電気料金の請求が無い月がある場合、申請をしてもよいか。	電気料金の請求がある月についてのみ申請可能です。電気料金の請求がない月については、申請書に「0 kWh」と記入してください。また、補助対象期間の全期間において電気料金の請求がない場合は、申請できません。

富山県中小企業特別高圧電気料金負担軽減支援事業 よくあるご質問と回答（FAQ）

番号	区分	質問	回答
7	申請方法	特別高圧で契約している県内商業施設に入居している複数の事業所が補助対象となる場合、複数の事業所について申請は可能か。	申請可能です。なお、申請書は事業所ごとにご提出してください。ただし、同一法人が経営する複数事業所の場合で内容が同一である書類（「補助金の振込先がわかる書類」や「誓約書」）については、一部の提出のみで構いません。
8	提出方法	書類の提出方法はどのようなものか。	申請書類は、原則電子メールで事務局まで提出してください。 なお、電子メールによる申請が困難な場合は、事務局まで電話でご相談ください。
9	提出書類	特別高圧で契約している県内商業施設に入居しているが、申請書類の中の「契約種別が特別高圧であることがわかる書類」については、提出する必要があるか。	特別高圧で契約している県内商業施設に入居している場合は、県で確認を行うため、提出する必要はありません。
10	提出書類	前回補助を受けた際に「補助金の振込先が確認できる書類」を提出したが、今回再度提出する必要があるか。	大変お手数ですが、再度ご提出いただきますようお願いいたします。
11	支払い	申請後、どのくらいの期間で補助金が支払われるか。	申請後速やかに審査を行い、支払いをいたします。